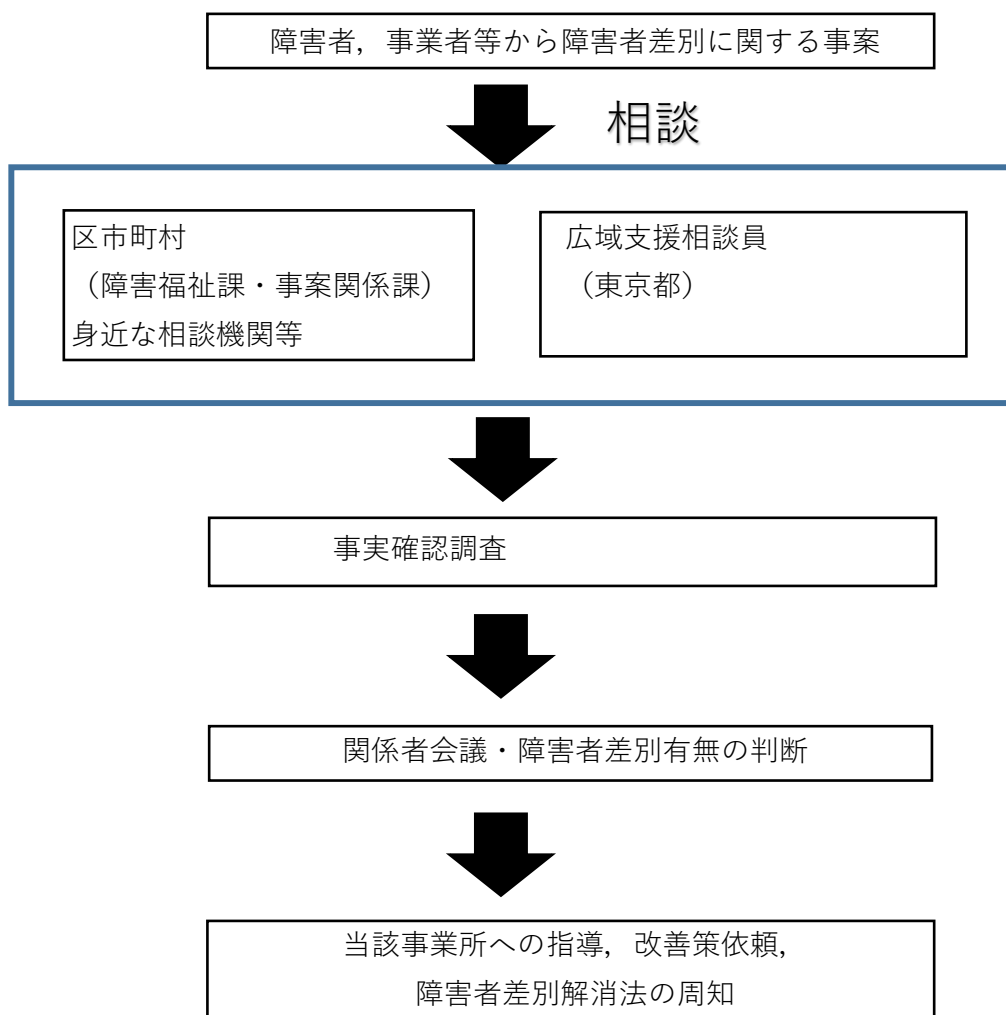


【障害者差別に関する相談の流れ】

別紙 1



※上記相談支援を行っても解決しない事案について、紛争解決の仕組みによって解決を図るため、東京都に調整委員会が設置され、あっせん・勧告・公表できる仕組みとなっている。

(東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例リーフレット参照)